



# 上川路会計通信



## 税理士法人 上川路会計

- 本店 下荒田事務所
- 支店 名山町鹿児島ビル事務所
- 支店 甲南永山事務所



### 第285号

代表  
上川路 長生

ごあいさつ

## 精密機械

梅雨前線が停滞して小雨の6月30日午後、下荒田事務所近くの荒田八幡宮で行われた恒例の神事“夏越の祓”に参加しました。コロナ禍ですっかりなじんだマスクの仲間達と一緒に、茅の輪をくぐり今年の前半を締めくくりました。気象庁は、今夏はスーパーエルニーニョ現象が発生していて異常気象に備えるようにと注意を促していました。九州・山口地方では停滞した梅雨前線の影響で、線状降水帯が発生して断続的に大雨が降り土砂災害や浸水害、洪水などが相次いで、嚴重な警戒を呼びかけました。

78年前の6月17日は、鹿児島市が大空襲に見舞われて3,000人超の死者が出て市街地が焼け野原となった日です。市内のみなど大通り公園では、献花式があり慰霊碑『人間の碑』に菊の花を捧げ不戦を誓っていました。当時幼児ではあったのですが、田舎の防空壕に隠れて爆音に震えていたことを良く覚えています。連日報道されるロシアのミサイルの無差別攻撃で、焦土と化したウクライナの被災地の住民の嘆きが伝わってきて、戦争の悲惨さを身に染みて感じています。ダムが破壊されて数万人規模の住民が避難を余儀なくされ、欧州最大規模の原子力発電所は冷却水を取り込めずに危機的状況に陥っています。ロシアは原発所内に軍事拠点を構えて『核の盾』にしたのです。プーチン大統領は同盟国ベラルーシにロシアの戦術核兵器を搬入すると発表しました。抑止力としての配備だとしても国家の存立が脅かされれば、使用があると恫喝したのです。

米国のプリンケン國務長官が中国を訪問して、習近平国家主席や外交トップと5年ぶりに会談しました。米中両国は安全保障や経済問題などで激しく主張が対立していて、相互不信の溝が深まっています。第2次大戦後最悪の状態になっていて大国間の確執は国際社会の不安定要素となっています。南シナ海上空の国際空域で中国軍の戦闘機が米軍機の正面を横切り、6月3日には台湾海峡で中国軍艦が米軍艦に異常接近しました。首脳の意図しない一兵士の軽率な行動が戦闘を誘発しかねない状況が続いています。台湾問題に関しては、『中国の核心的利益中の核心』で、『妥協や譲歩の余地はない』と発言してロシアによるウクライナ侵略が、近い将来台湾で再現されるのではないかという

## 目次

ごあいさつ “精密機械”	…1P
税務カレンダー	…2P
2023年7月・8月の経理・税務チェックリスト	…3P
会計・税務のQ&A！	
“家族信託・成年後見制度とは？”	…4・5・6P
第21回 KSCセミナー 相続税制改正セミナーのご案内	…7P
職員コラム 今月の担当：福田 孝史朗	…7P
随想 “『おてがみ』上川路 美恵野”	…8P

懸念が国際社会で広がっています。まずは偶発的な衝突の回避に向けた、対話の確保が急務となっています。

岸田首相は、立憲民主党が提出した内閣不信任決議案に、衆院解散という“伝家の宝刀”を抜くことはありませんでした。広島サミットを成功させ存在感のアピールに成功して上昇した支持率は一転して急落して選挙ができる状況にはありませんでした。長男秘書の更迭の遅れやマイナンバーカードを巡る数々のトラブルが支持率低下の要因となりました。公明党との不協和音などもあって、これまでのような選挙協力は期待できないともいわれています。政界は“一寸先は闇”で油断すれば内閣が崩壊するほどの打撃を受けることがあります。マイナンバーカードは“消えた年金”問題と同じレベルに発展して岸田内閣にダメージを与えていて、急遽岸田首相は省庁横断の総点検本部で対応することで、難局を乗り切る覚悟を固めています。

鹿児島県曾於市末吉町出身で、元プロ野球広島カープ投手北別府学さんが、65歳という若さで亡くなりました。通算213勝を挙げて県内出身者で唯一の名球会入りを果たしています。北別府さんの現役時代は『精密機械』と呼ばれるほどコントロール抜群で、勝利を積み重ねてきました。広島カープ第一次黄金期に主砲山本浩二、衣笠祥雄と共にエースとして牽引して、6度のリーグ優勝と3度の日本一達成に貢献した名選手でした。（令和5年7月吉日）



## 2023年7月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10 	11	12	13	14	15
16	17  海の日	18 	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31 	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5

### 〈5月決算会社申告書提出〉

#### 7月31日まで

- ・5月決算法人の確定申告
- ・11月決算法人の中間申告(半期分)
- ・消費税、地方消費税の中間申告  
8月決算法人 第3四半期分  
11月決算法人 第2四半期分  
2月決算法人 第1四半期分
- ・2・5・8・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・所得税の予定納税額の納付(第1期分)

#### 7月10日まで

- ・源泉所得税の納付 (年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付)
- ・住民税の特別徴収税額の納付

#### 7月18日まで

- ・所得税の予定納税額の減額申請

#### 7月中において市町村の条例で定める日

- ・固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付

## 2023年8月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10 	11  山の日	12
13	14	15	16	17	18	19
	↔ お盆休み					
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31 	9/1	9/2

### 〈6月決算会社申告書提出〉

#### 8月31日まで

- ・6月決算法人の確定申告
- ・12月決算法人の中間申告(半期分)
- ・消費税、地方消費税の中間申告  
9月決算法人 第3四半期分  
12月決算法人 第2四半期分  
3月決算法人 第1四半期分
- ・3・6・9・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・個人事業者の当年分の消費税等の中間申告

#### 8月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付



#### 8月中において各都道府県・市町村の条例で定める日

- ・個人事業税の第1期分の納付
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の第2期分の納付

## 2023年7月の経理・税務チェックリスト



### 所得税の予定納税額の減額申請

□ 7月は所得税(復興特別所得税を含む)の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。

予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されます。

### 労働者死傷病(軽度)報告の提出

□ 従業員が業務上の事故・疾病で1~3日休業した場合は、四半期ごとにまとめて所轄の労働基準監督署に届け出ます。7月末までに4月~6月分の報告を行いますが、休業が4日以上になった場合は、その都度遅滞なく報告しなければいけません。

### 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

□ 7月1日現在の従業員(提出すべき被保険者全員)の4~6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。今年の提出期間は7月10日(月)までです。

### 補助金・助成金の情報確認

□ 国や自治体の補助金・助成金制度は、毎年度の予算成立を受けてから7月頃までに各制度の骨組みが固まります。補助金・助成金は、それぞれ募集期間や受給要件などが異なります。自社に必要な補助金・助成金についての情報は早めに収集し、申請のスケジュールを立てておくようにしましょう。

10月1日開始!!

## 2023年8月の経理・税務チェックリスト

インボイス制度の準備はお済みですか?

### 個人事業者の税金の納付

□ 8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気を付けましょう。また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。

### 随時改定の反映(4月昇給の場合)

□ 随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

### 夏祭り等への寄付金

□ 各地で夏祭りや納涼イベント等が催される時期です。会社が提供する社名入りのうちわやタオルなどは、原則として広告宣伝費となります。現金の寄付や人員の派遣などで生じる費用は、事業との関連性や支出の目的、供与の仕方などによって、寄付金が交際費等かが区分されます。適切な処理を心がけましょう。

### 中間決算棚卸の準備

□ 3月決算法人は、9月に中間決算棚卸を行うところもあります。棚卸のスケジュール等は早めに通知し、準備すべき資料の指示などをして、効率よく進められるようにしましょう。

### 税務調査対策

□ 税務署内では7月に人事異動があり、業務の引き継ぎ等を経て、毎年8月後半から11月頃にかけて税務調査が増えてきます。自社の処理を再度確認して、いつ税務調査があってもきちんと説明できるようにしておきましょう。

# 会計・税務のQ&A!



## テーマ『家族信託・成年後見制度とは?』

高齢者の判断能力が低下した時の有効な財産管理手法として、家族信託と成年後見制度があります。どちらも財産管理を他人に依頼する制度であり、似た性質があるため、家族信託と成年後見制度の違いがわからないというご質問を多く頂きます。今回は、家族信託と成年後見制度の違いについて見ていきたいと思います。

～概要を確認しやすくするため、簡略化して記載しております～

### ●家族信託●

家族信託は、高齢者が自らの資産を管理できなくなった場合に備え、家族が財産を管理できる権限を与えておく制度です。財産を託す「委託者」、財産を管理する「受託者」、財産の利益を受け取る「受益者」の3者によって行われます。話しあって決めた内容を契約書に盛り込み作成し、公証役場で公正証書にします。公正証書化は必須ではありませんが、トラブル防止効果が期待できます。契約書を作成したら、財産の名義を受託者へ移します。



#### メリット

- ・認知症になっても信託した資産が凍結されない
- ・高齢者に判断能力があるうちでも受託者が財産の管理をできる
- ・複数の代にわたって受益者の指定ができる 等

#### デメリット

- ・受託者をどうするかで採める可能性がある (例：他の親族が知らないうちに信託契約が成立していた)
- ・財産管理をずさんに行う人が受託者になった場合、他の家族から不満が出てトラブルに発展する可能性がある
- ・専門家が少ない 等

### ●任意後見制度●

将来自分の判断能力が不十分になったときに備えて、支援してくれる人と支援してもらう内容を事前に契約しておく制度を「任意後見制度」といいます。

契約をしても直ぐに効力は発生せず、本人の判断能力が低下した後、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されてはじめて効力が発生します。任意後見監督人とは、任意後見人を監督する人で、多くの場合は司法書士や弁護士が選任されることになります。

#### メリット

- ・任意後見人を自分で選べる
- ・任意後見監督人が任意後見人が不適切なことをしていないか監視してくれる 等

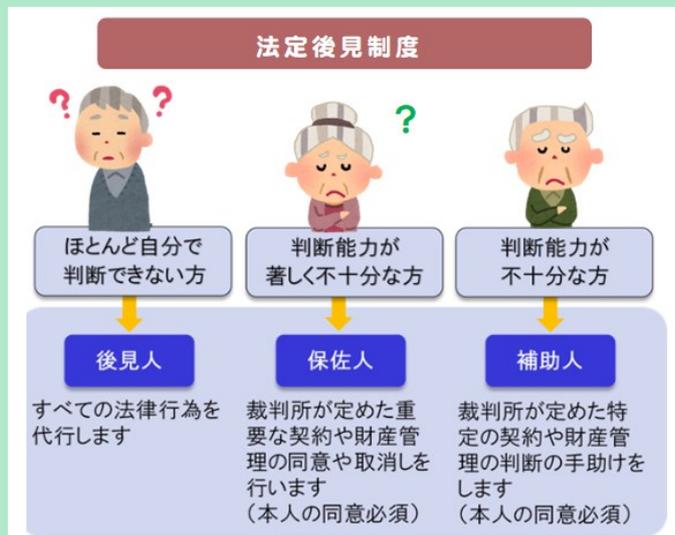
#### デメリット

- ・費用がかかる (任意後見人・任意後見監督人への報酬等)
- ・任意後見人は取消権がないため、本人が自身にとって不利益となる契約をしてしまっても、その契約を取り消せない 等



## ●法定後見制度●

精神上の障害(認知症・知的障害・精神障害など)により、判断能力が欠けているのが通常の状態にある方を保護・支援するための制度です。本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の3類型があり、判断能力を常に欠いている状態の方には後見人を、判断能力が著しく不十分な方には保佐人を、判断能力が不十分な方には補助人を裁判所が選任し、本人を支援します。



### メリット

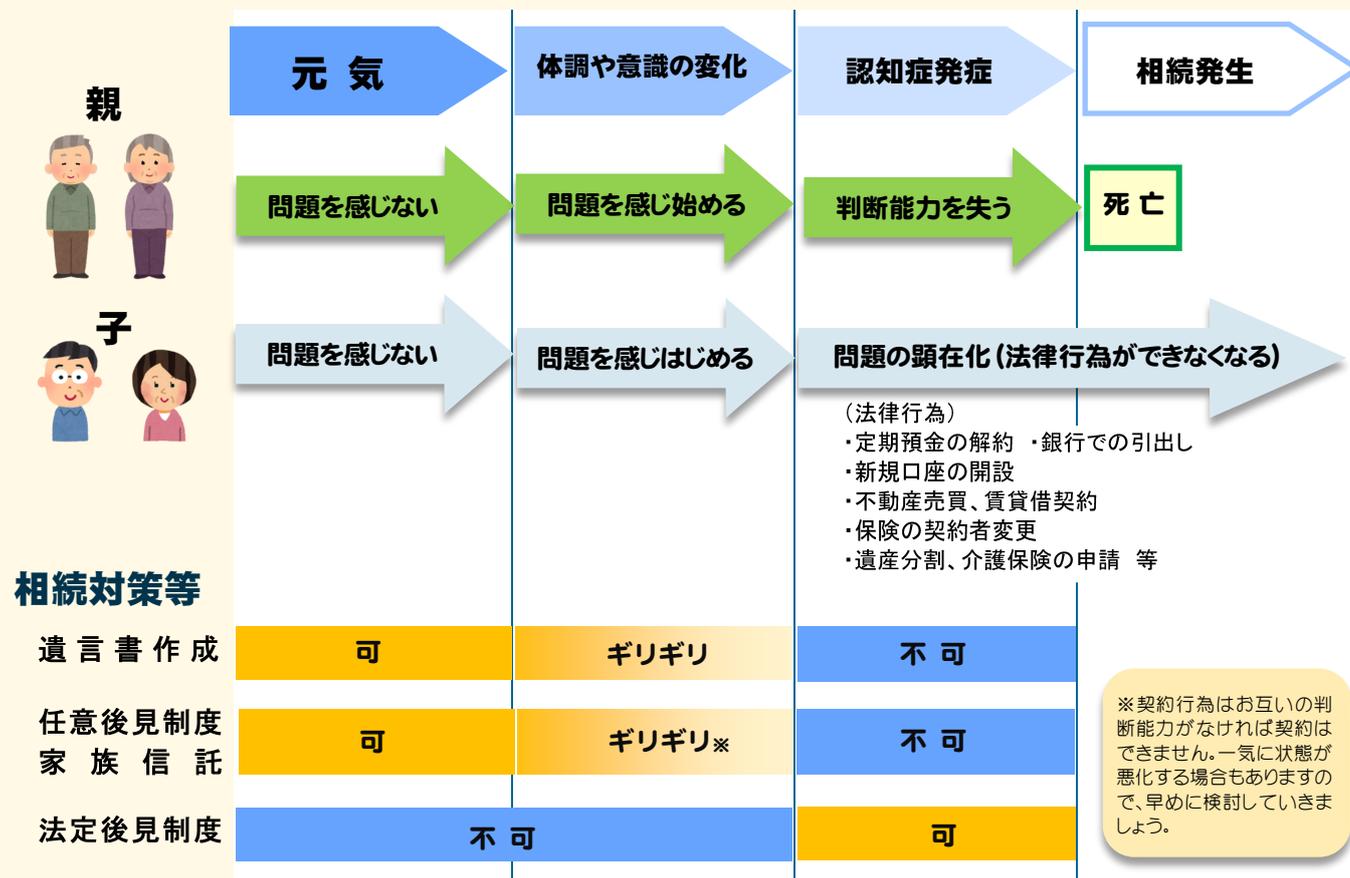
- ・法定後見人が本人の預貯金や不動産を動かせる
- ・本人が行った不利益な契約などを取り消すことができる (取消権)
- ・親族などの使い込みを防げる 等

### デメリット

- ・費用がかかる (法定後見人に対する報酬等)
- ・本人のためだけにしか財産を使えない
- ・家族が後見人になれるとは限らない (後見人の選任は家庭裁判所が決定) 等

法務省HP、裁判所HP参照

## 高齢化(疾病、認知症)対策としての家族信託・成年後見制度のタイミング





## 【家族信託と成年後見制度の違い・比較】

	家族信託	任意後見人	法定後見人
概要	家族や親族が受託者として財産の管理・運用・処分等行う	判断能力が低下した時に備えて、任意後見人と契約締結しておき、財産管理や身上管理を代行してもらう	判断能力が低下した時に、家庭裁判所によって選任された法定後見人が財産管理を行う
財産管理者	・受託者 ・自分で信頼できる人への依頼ができる	判断能力があるうちに指名し、契約をした任意後見人	・裁判所によって選任された法定後見人 ・司法書士や弁護士などの専門家が選出されることもある
監督機関	・特に規定はない ・受託者を監督させる「信託監督人」を契約内で指定することが可能	・家庭裁判所で専任された任意後見監督人と家庭裁判所 ・任意後見監督人には、司法書士や弁護士等の専門家が選任される	司法書士や弁護士等の専門家が法定後見監督人に選任されることもある
対策できる時	・判断能力が低下する前ならいつでも可能 ・判断能力が低下が見られてからでも、できる可能性がある	・判断能力が低下する前ならいつでも可能 ・判断能力が低下が見られてからでも、できる可能性がある	判断能力が著しく低下してからのみ可能
開始時期	信託契約締結時	判断能力が著しく低下し、家族や親族が家庭裁判所に申し立て、後見監督人が選任された時	判断能力が著しく低下し、家族等の申し立てにより法定後見人が専任された時
不動産の管理・処分	信託契約内容の範囲内で自由に管理・処分ができる	合理的理由が認められると、家庭裁判所や後見監督人の同意なしに処分可能	・居住宅の売却は家庭裁判所の許可が必要 ・合理的な理由により許可される
初期費用	・専門家への相談料(おおむね信託する財産の1%) ・公正証書の作成費用、手数料 ・登記費用、登録免許税等	・自身で手続(1-3万程度) ・司法書士に手続きを依頼(15-30万円程度)	・自身で手続(1-3万程度) ・司法書士に手続きを依頼(15-30万円程度)
ランニングコスト	原則なし (なお、受託者の報酬を設定することができる)	【任意後見人への報酬が発生】 ・親族などの場合(月額0-5万円) ・専門家の場合(月額3-6万円)  【任意後見監督人への報酬が発生】 ・専門家の場合(月額1-3万円)	法定後見人への報酬が発生(月額2-6万円)

報酬金額は目安であり、確定の金額ではありません。

生前に財産管理を任せたいだけでなく、財産の行き先をだけ決めておきたいなら遺言書の作成などの方法もありますが、認知症や病気などによって財産の管理運用をができなくなった際に、管理運用を任せたい場合は、その方法について早めに家族で検討しておく事が大切になります。

## ～ 第21回 KSCセミナー 相続税制改正セミナーのご案内 ～

【 講師 】：税理士 久永 伸一郎 先生

### セミナー内容

令和5年度税制改正により110万円の生前贈与・相続時精算課税制度の改正があり、相続税対策の見直しを迫られることになりました。そのほか相続税の基本的事項や税務調査での注意事項などについてご講演頂きます。ぜひご参加下さい。

1. 相続税制の改正内容
2. 相続税の基礎知識(基礎控除、計算、遺留分、税のかかる財産、かからない財産)
3. 相続税対策
4. 税務調査で注意すべき事項 など



■ 日 時 **令和5年7月14日(金) 14:00～15:30**

■ 開催方式 **ZOOMによるライブ配信**

■ 会 費 **無料!**

■ お申込方法 別紙参照 QRコードからもお申込みいただけます。



～ オンラインセミナー受講方法 (インターネット環境さえあればどこからでも参加いただけます。) ～

事前に、当日の資料等をメールでお送りします。

ZOOMアプリをインストールしてください。(ZOOMについての簡単な説明書をお送りします☆)

セミナー当日は、インターネットへの接続が可能なPC等をご用意の上、受講してください。

## 職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつマイブームについて紹介していきます。  
職員それぞれの個性を楽しんで頂ければ幸いです☆



### テーマ：「サウナで整う」

今月の担当：経営支援部 福田 孝史朗



サウナは、身体と心をリラックスさせるための健康法として古くから知られています。最近では、趣味としてサウナを楽しむ人が増えてきました。私もその一人です。

温泉に入ったあと暑いサウナに入り、その後に水風呂に入って体温を下げ、その後に常温に戻ることによって心身が整っていきます。これを数回繰り返します。

サウナに入ると、血液の循環が良くなり、新陳代謝が活発になります。汗をかくことで、老廃物や毒素を排出し、肌や内臓の機能を高めます。また、ストレスや疲労を解消する効果もあります。脳からエンドルフィンという快感ホルモンが分泌され、気分が明るくなるそうです。

私にとってサウナは、心身のバランスを整える場所です。皆さんも、サウナで心地よいリフレッシュを体験してみたいはいかがでしょうか？





## 随想 『おてがみ』 上川路美恵野

六月末の豪雨を過ぎて、青い空にはふわふわ、もこもこと夏雲が浮かぶようになりました。もう少し季節が進むと雲もぐっと固く質感を増して大男の力こぶのような入道雲に育つのでしょうか。酷暑の夏はすぐそこです。

7月の異称は「文月」です。由来には諸説ありますが、七夕で、短冊に漢詩や和歌を書き、書道を始め諸芸の上達を願う行事にも因んでいるようです。短冊にたくさんの願い事が書かれた七夕飾り、天への手紙、「文」と言えるかもしれません。

手紙は、近年の情報技術の発達に伴い、手書きで便箋やはがきにしたためて送る、ということはかなり少なくなりました。

まだ手紙文に近かった電子メールからショートメッセージやチャットなどを利用する割合が増えてきています。特にコロナ禍でその傾向が強まりました。

ささっと用件の確認が出来る利便性もありますが、短文ゆえに送り手と受け手で誤解が生じることもあり思わぬ齟齬が生じることもしばしばです。

ことばの選び方を簡潔にかつ分かりやすいように、また、相手への思いやりを忘れぬように、という通信文の基本は変わらないのだと改めて思います。

さらに、急速に普及しているChatGPTなどの自動で文章を生成するAIの登場で、また状況が変わってきました。私も面白半分を試してみたのですが、キーワードを入れるとあっという間に文章が出来上がるのに驚かされます。

ちょっとした内容であっても、いざ文章を書こうとすればああでもない、こうでもない、と悩みます。そうして書き上げた文面よりもAIで作られた文章の方がよくまとまっているのを見ると、人間として何かに負けた気がして落ち込みます。

はたして、これを時間と労力の節約、と割り切って良いのか、新しい技術との付き合い方に悩むこの頃です。

「おてがみ」というがまくんとかえるくんという親友同士の童話（アーノルド・ローベル作）があります。まだ生まれてから一度もお手紙をもらったことがない、と嘆くがまがえるくんのために、かえるくんはお手紙を書いて、かたつむりくんに届けてもらうように頼みます。しかし、何しろかたつむりの配達人ですから、なかなか届かない。だから、ふたりでその手紙の到着を待っている。という何とも気の長い、でも、どこか幸せな空気に包まれたお話です。

現代において、この悠長さは望むべくもないかもしれませんが、手紙を書くというのは、相手のことを考える時間を持つということ、そして、その気持ちがあるからこそ手紙を受け取るのは嬉しい。そんな基本的なことを思い出されます。

さて、毎月の随想も、頻繁にお会いすることのできない顧問先の皆様への手紙のようなつもりで書き始めて、約15年になります。感想などお寄せいただくこともありがたく、今後とも私自身の思いを込めて書いて参りたいと思っております。



美恵野

短夜の反故紙に潜む本音など

### 連絡先：税理士法人 上川路会計

#### ■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9  
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

#### ■支店 甲南永山事務所

〒890-0052 鹿児島市上之園町14-11  
Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

#### ■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F  
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

#### 編集後記

ウェザーニューズは2023年の夏は全国的に平年より暑く、7月下旬から8月上旬にかけて暑さのピークを迎える見込みであると発表しました。残暑も厳しくなりそうで、「暑い期間が長くなるため、夏バテにならないよう体調管理が大切」との事です。暑いのが苦手なので、今から心配ですが、梅雨が明けたら一気に暑くなるので、暑さ対策の備えをしっかりとしていきたいと思っております。

編集委員 上川路美恵野 清水 関 鶴田 島中(由) 横山

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

